

女性差別撤廃委員会の「第7回及び第8回報告に関する総括所
見」に対するフォローアップに関する日本弁護士連合会報告書

2017年11月14日

日本弁護士連合会

はじめに

本報告書は、国連女性差別撤廃委員会（以下「女性差別撤廃委員会」という。）が日本における女性差別撤廃条約の実施状況に関する審議の結果、2016年3月7日付けの女性差別撤廃委員会の総括所見の中で、締約国である日本国に対し、2年以内に詳細な書面報告を求めたフォローアップ項目について、審議の参考としていただきたく、現状を報告するものである。

1 総括所見13項(a)について

13 当委員会は、従来の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/5 及び CEDAW/C/JPN/CO/6)を繰り返し、締約国が遅滞なく以下の措置を採るよう促す。

(a) 男性と同一の婚姻適齢となるよう女性の婚姻適齢を18歳に引き上げるよう改正すること。また、女性が婚姻前の姓を使用し続けられるよう婚姻したカップルの氏の選択に関する規定を改定すること。さらに離婚後女性に対するいかなる再婚禁止期間も廃止すること。

(1) 婚姻適齢

婚姻適齢については、政府は、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案に、婚姻が可能な年齢を男女とも「18歳以上」に統一する規定を盛り込む方針を固めたと報じられているが¹、いまだに改正に至っていない（2017年10月現在）。法務省が第193回国会に民法改正案として提出し、2021年以降の施行を目指すとも報じられていたが、提出を断念した。

婚姻年齢の男女間の年齢の差異は、女性差別撤廃委員会だけでなく、国連子どもの権利委員会及び自由権規約委員会から何度も指摘されており、家庭生活における男女の平等を損ね、女性の経済的自立を阻むものであるが、課題として未解決のまま残っている。

(2) 選択的夫婦別姓

民法改正のうち、選択的夫婦別姓について、2015年12月16日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏の強制を定める民法第750条は憲法第13条、同第14条、同第24条のいずれにも違反するものではないと判断し、その後も改正はなされていない（2017年10月現在）。

政府は、選択的夫婦別姓についての法改正をせず、通称使用ができるとの施策を強調することが増えてきた。例えばパスポートについて、旧姓併記は現在

¹ 時事通信2017年1月21日

も海外での仕事で旧姓が定着している場合などに限って認められていたが、2017年5月、政府はこの条件を緩和し、広く使用できるように見直す考えを示した。最高裁判所も、同年9月1日から、裁判所職員（裁判官や書記官）が判決や決定などの裁判関係文書で旧姓を使用することを認めることとした。確かに、通称使用の拡大自体は、改姓した者（多くの場合女性）の社会的不便、不利益を一定程度軽減する効果が期待できるものの、その浸透も不十分である。そもそも、婚姻時に改姓を義務的なものとしておきながら、通称を使用しやすくすればよいというのは女性差別撤廃委員会が指摘している差別の解消とはならない。

なお、婚姻後、職場での旧姓使用が認められないのは人格権の侵害だとして、勤務先の「私立日本大学第三中学校・高等学校」（東京都町田市）を運営する学校法人を訴えた40代の女性教諭の裁判の和解が、2017年3月16日、東京高等裁判所（大段亨裁判長）で成立した。原告側によると、学校側は和解で、税金など一部の事務手続きを除いて、この女性を含む教職員全員が旧姓を使用することを認めるとしている²。

(3) 再婚禁止期間

2016年6月1日、民法の一部を改正する法律が成立し、女性の再婚禁止期間につき前婚の解消又は取消しの日から起算して6か月であったものが100日に短縮されるとともに、女性が離婚の時に懐胎（妊娠）していなかった場合には再婚禁止期間の規定を適用しないこととなった（2016年6月7日公布・施行）。

しかし、女性差別撤廃委員会が求めているのは、再婚禁止期間の短縮ではなく撤廃である。

この点、上記の改正では、与野党の修正合意により、施行3年後をめぐりに見直しを行う付則も加えられたが、現時点では（2017年10月）、上記改正後の見直しも何ら具体化されていない。

2 総括所見 21 項 (d) 及び (e) について

21 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 30）を繰り返し述べ、締約国に次のことを促す。

(d) アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等のマイノリティ女性に対する攻撃を含む、性差別主義的発言や人種差別的優位性や人種差別的嫌悪を

² 2017年3月17日 The Huffington Post
http://www.huffingtonpost.jp/2017/03/16/nichidai-teacher_n_15417672.html

煽る組織的な宣伝活動を禁止し制裁を課す法律を制定すること。

- (e) 独立専門機関を通して、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等への差別的なジェンダーステレオタイプ（社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担）や偏見を根絶するために採られた措置の影響を定期的にモニターし評価すること。

(1) 日本におけるマイノリティ女性に対する複合差別の実態

- ① 下記に述べるとおり、これまで、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人、移住者等のマイノリティに所属する女性が置かれた状況に関する政府の公的調査が行われたことはない。
- ② しかし、2002年9月17日の日朝首脳会談で朝鮮民主主義人民共和国が日本人の拉致を認めたことを契機として、日本にある朝鮮学校の生徒に対する嫌がらせが多発した際に弁護士グループが行った調査によると、上記首脳会談以降、何らかの嫌がらせ（見知らぬ人から「朝鮮人死ね」等と暴言を吐かれる、つばを吐きかけられる、制服である民族衣装を電車内で切られる等）を受けた生徒は5人に1人であったのに対し、中級学校の女子生徒に限定すると3人に1人の割合に上ったことが報告されている³。
- ③ また、外国人が日本人と結婚した場合に与えられる「日本人の配偶者等」の在留資格を有する移住女性は、在留資格の更新に日本人夫の協力を必要とすることや、別居期間が長期化すると在留資格が取り消される可能性があることから、夫の支配下に置かれてしまう傾向にある。日本政府は、日本人配偶者によるDVを理由とする別居の場合には在留資格の取消を行わないとの方針を示しているが、診断書といった明確な証拠が存在しない事案では、DVが正しく認定される保証はなく、なお外国人女性は制度的に弱い立場に追いやられている。

(2) 複合差別に関する裁判と司法の限界

- ① 2017年6月19日、大阪高等裁判所は、在日韓国人の女性が、排外主義を標榜する団体（在日特権を許さない市民の会）の元会長に対し、女性差別及び民族差別的なヘイトスピーチに基づき名誉を毀損されたとして起こした裁判で、550万円の損害賠償請求に対し77万円の支払いを命じた一審判決を支持する判決を下した。その上で、高裁判決は、被告のヘイトスピーチが原告に対する人種差別に当たると認めた一審判決から踏み込み、「人種差

³ 在日コリアンの子どもたちに対する嫌がらせを許さない若手弁護士の会「在日コリアンの子どもたちに対する嫌がらせ実態調査報告書」（2003年6月）

別と女性差別との複合差別に当たる」と認定した。本判決は、複合差別による不法行為を認めた日本で唯一の判決であり、画期的である。

② しかしながら、司法手続による救済は、なお以下の限界がある。

まず、一般的に日本の裁判所が認定する精神的慰謝料は極めて低額である。本件でも認定された賠償額は、550万円の請求に対して77万円（うち弁護士費用7万、慰謝料70万）にすぎず、原告が被った精神的苦痛を補うには不十分である。

次に、司法手続には長い時間を要し、被害者に多大な労力を強いる。本件でも原告が提訴したのは2014年8月であり、一審判決までに約2年、高裁判決までに約3年を要している。

また、そもそも既存の法律では、特定された個人に対するヘイトスピーチについては名誉毀損や侮辱として民事上・刑事上の責任を追及することが可能であるが、不特定多数に向けられた場合、その責任は追及できない。

③ 以上のとおり、司法手続による救済には限界がある。したがって、パリ原則に沿った、政府から独立した国内人権機関による、迅速かつ効果的な人権救済手続が早急に導入される必要がある。

(3) ヘイトスピーチ解消法の限界と、人種差別禁止基本法の必要性

日本政府が2016年3月末に公表したヘイトスピーチに関する実態調査報告書⁴によると、日本国内で行われたヘイトスピーチを伴うデモの件数は、2012年4月から2015年9月までの3年6か月間に1152件、1年平均に換算すると約329件と、ほぼ毎日どこかでヘイトデモが行われた計算になることが判明した。

このような深刻な状況を受けた世論の高まりもあり、総括所見21項(d)に関連する動きとして、2016年6月3日、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）⁵が施行された。同法は、日本で初めて人種差別に関して制定された特別法であり、その前文において、差別的言動が「地域社会に深刻な亀裂」を生じさせ「許されないもの」とであると宣言した点は評価できる。

しかしながら、ヘイトスピーチ解消法は、以下の点で不十分であり、また、問題がある。

まず、同法は、差別的言動についてのみ定められており、差別的取扱いにつ

⁴ 公益財団法人人権教育啓発推進センター「平成27年度 法務省委託調査研究事業 ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（2016年3月） <http://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf>

⁵ <http://www.moj.go.jp/content/001199550.pdf>

いては対象外である。

次に、同法は、ヘイトスピーチを解消するための施策を国や地方公共団体に課しているものの、ヘイトスピーチに対する禁止規定すら持たない単なる理念法である。

さらに、同法は、近年ヘイトスピーチの主たるターゲットとされてきた在日韓国・朝鮮人が被った深刻な被害を念頭に成立したことから、ヘイトスピーチの定義（第2条）において、その対象を「本邦外出身者」と「その子孫」であり、かつ、「適法に居住するもの」と極めて狭い範囲の集団に限定した。そのため、アイヌ民族や同和地区など日本にルーツを持つマイノリティや、難民申請者を含む在留資格を持たない外国人が一律排除される結果となっている。とりわけ在留資格の有無を定義に盛り込むことは、国連人種差別撤廃委員会による「市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30」の「人種差別に対する立法上の保障が、出入国管理法令上の地位にかかわらず市民でない者に適用されることを確保すること」（7項）という勧告に明らかに反しており問題である。

以上のとおり、ヘイトスピーチ解消法の成立は、これまで何ら立法がなかった状況に比べれば一歩前進と評価できるものの、その内容はいまだ不十分であり問題もある。

現に、ヘイトスピーチ解消法施行後も、ヘイトスピーチを伴うデモは繰り返され、その映像がインターネットを通じて拡散して人々の差別意識を助長させている状況は継続している。また、インターネット上の民族的マイノリティに対するヘイトスピーチは放置されており、政府は効果的な施策を講じていない。

今後は、差別的言動のみならず差別的取扱いも対象とし、かつ、被害者の範囲を在留資格やルーツで限定せず、民族、国籍、人種、世系に基づく差別を広く禁止する基本法を早急に制定することで、ヘイトスピーチを含む人種差別全般に関してより多くの予算と人員を配置し、もって、より効果的な施策を推進していく必要がある。

(4) 継続したモニタリングの必要性

総括所見21項(e)が求めている、独立専門機関を通じた定期的なモニタリングについて、日本政府はこれを行っていない。

2017年3月末、日本政府は「外国人住民調査報告書」⁶を公表した。この調査は、外国籍住民を対象として、外国人がどのような人権問題に直面してい

⁶ 公益財団法人人権教育啓発推進センター「平成28年度 法務省委託調査研究事業 外国人住民調査報告書一改訂版一」（2017年6月）<http://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf>

るのかを把握するために日本政府が行った歴史上初めての公的調査であり、かかる調査が政府によりようやく行われたことは評価に値する。

当該調査結果によると、過去5年間に日本で住む家を探した経験があると回答した外国人のうち、外国人であることを理由に入居を断られた経験を有する人が39.3%、日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた経験を有する人が41.2%、「外国人お断り」と書かれた物件を見たのであきらめた経験を有する人が26.8%に上った。さらに過去5年間に日本で仕事を探したり、働いたりしたときの経験として、外国人であることを理由に就職を断られたと回答した人が25.0%、同じ仕事をしているのに、賃金が日本人より低かったと回答した人が19.6%といった、余りにも深刻な差別の実態が明らかとなった。これは、上記(3)で述べたとおり、差別的言動のみを規定したヘイトスピーチ解消法だけでは日本における人種差別撤廃のための立法としては不十分であり、差別的取扱いも含めて人種差別全般を禁止する法律を制定すべき必要性が高いことを裏付ける、極めて重要な調査結果である。

ところが、日本政府が2017年6月に国連人種差別撤廃委員会に提出した日本政府報告書において、日本政府は上記調査結果に一切言及していない。また、日本政府は2017年3月、UPR（普遍的定期的審査）に先立ち日本政府が開いた市民社会との意見交換会の場において、今後同様の調査を継続的に行う予定があるかとの質問に対し「必要性も含めて検討する」と回答するにとどまっており、今後も同様の調査を継続する意欲を見せていない。

しかしながら、人種差別の実態を把握し、有効な立法や施策を講じるためには、継続的な調査は不可欠である。

また、今後行われるべき調査は、上記調査のように日本に住む外国籍住民のみを対象にするのではなく、日本におけるマイノリティ（アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人、移住者）全てを対象とし、教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害といった分野ごとに情報収集し、かつ、男女別での分析も行い、もって、マイノリティ女性の状況を正確に把握するべきである。

以上